

平成30年2月9日

各指定居宅介護支援事業所管理者 様
(高松市以外に所在する事業所)

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の判定について (依頼)

日頃より格別の御高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

各居宅介護支援事業所においては、毎年度、前期・後期の判定期間において作成された居宅サービス計画を対象とし、所定の要件に該当した場合は、減算が適用されることになっております。

つきましては、下記により、平成29年9月から30年2月までの半期分に係る判定書類の作成等をお願いします。

なお、平成27年9月から、特定事業所集中減算の要件が変更されておりますので、十分に御留意ください。

記

1 作成する書類

「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて(平成18年6月12日付け18長寿第8308号(平成27年7月28日付け一部修正))」でお示ししている判定様式1及び2により作成してください。

判定した割合が80%を超えるか否かにかかわらず、すべての居宅介護支援事業所において作成してください。

また、今回作成した判定の書類は、80%を超えたか否かにかかわらず、判定期間後の算定期間が完結してから2年間は保存することとなっておりますので、御留意ください。

上記通知及びQ&A等については、ホームページ「かがわ介護保険情報ネット」に掲載しておりますので、必ず御確認ください。

「かがわ介護保険情報ネット」－「事業者支援情報」－「(報酬算定) 特定事業所集中減算」
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/jigyosya/housyuu/housyuu-gensan.html>

- ・「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて」
(平成18年6月12日)(平成27年9月1日から)
- ・特定事業所集中減算に係るQ&Aについて(平成27年9月1日から)

2 判定様式の提出

対象となるサービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（※）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護（※）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）又は看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。））のいずれか一つでも、判定した割合が80%を超える場合は、正当な理由の有無に関わらず、3月13日（火）までに、判定様式1及び2により作成した書類（80%を超えるサービスのもののみ）を下記の担当あてに提出してください。

なお、高松市に所在する事業所については、高松市に提出してください。

※ 通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）については、通所介護等のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算してください。（詳細は、「地域密着型通所介護の移行に伴う居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（平成28年6月1日付け事務連絡）」を参照。）

3 ヒアリングの実施

80%を超えている事業所については、後日、ヒアリングを行うことがあります。

ヒアリングを実施する場合、日時等については、別途御連絡します。

香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ 担当：宮本 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 TEL：087(832)3269
